

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (5件) ( )	2
○道路の区域変更 (道路課)	4
公告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	4
◎高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則	4
◎高知県警察の会計監査に関する規則を廃止する規則	5
入札公告	
○一般競争入札 (外部記録媒体自動暗号化ソフトウェアの借入れ) の公告 (警察本部会計課)	5
○一般競争入札 (高知県警察本部通信指令システムの借入れ) の公告 ( )	6
正誤	
◎正誤 (平23・2・1付け 告示ほか)	8

## 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第59号

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則 (昭和23年高知県規則第15号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 高知県災害救助法施行細則

第1条第1項中「の救助を必要と」を「による救助が必要であると」に、「を必要とする見込みがある」を「が必要であると見込まれる」に改める。

第2条中「別表第1」を「別表第1に定めるところ」に改める。

第3条第2項中「公用令書」を「前項の公用令書」に改め、同条第3項中「公用変更令書」を「第1項の公用変更令書」に、「交付したときは、」を「交付したときは、前項の」に、「訂正又は抹消する」を「訂正し、又は抹消する」に改める。

第4条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第6条第6号中「その他必要と」を「前各号に掲げる事項のほか、知事が必要があると」に改める。

第8条第2項中「公用令書」を「前項の公用令書」に改め、同条第3項中「公用取消し令書を交付したときは、」を「第1項の公用取消し令書を交付したときは、前項の」に改める。

第9条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第10条第2項中「公用令書」を「前項の公用令書」に改め、同条第3項中「別記第6号様式により」を「別記第6号様式による」に、「交付したときは、」を「交付したときは、前項の」に改める。

第12条中「別表第2」を「別表第2に定めるところ」に改める。

第13条第1項中「扶助金の支給申請書」を「扶助金支給申請書」に改める。

第16条中「知事が」を「知事は」に、「場合は、」を「場合は、これを」に改める。

別表第1の1の(1)のうち「支出できる」を「支出することができる」に、「借上費」を「借上げ費」に、「加算できる」を「加算することができる」に、「については、」を「については、知事が」に改め、同表の1の(1)のエ中「開設できる」を「開設することができる」に改め、同表の1の(2)のイ中「支出できる」を「支出することができる」に、「2,387,000円」を「2,401,000円」に改め、同表の1の(2)のウ中「設置できる」を「設置することができる」に、「支出できる」を「支出することができる」に、「にかかわらず、」を「にかかわらず、知事が」に改め、同表の1の(2)のエ中「設置できる」を「設置することができる」に改め、同表の1の(2)のキ中「供与できる」を「供与することができる」に、「規定に基づく許可期限内」を「許可の期限内」に改め、同表の2の(1)のウ中「支出できる」を「支出することができる」に改め、同表の2の(1)のエ中「実施できる」を「実施することができる」に改め、同表の2の(2)のイ中「支出できる」を「支出することができる」に、「借り上げ費」を「借上げ費」に改め、同表の2の(2)のウ中「実施できる」を「実施することができる」に改め、同表の3の(1)中「たい積等」を「堆積等」に改め、同表の3の(3)中「支出できる」

を「支出することができる」に改め、同表の3の(3)のアの表中「17,300円」を「17,200円」に、「22,300円」を「22,200円」に、「32,800円」を「32,700円」に、「39,300円」を「39,200円」に、「49,800円」を「49,700円」に、「28,600円」を「28,500円」に、「37,000円」を「36,900円」に、「51,600円」を「51,400円」に、「60,400円」を「60,200円」に、「75,900円」を「75,700円」に改め、同表の3の(3)のイ中「たい積等」を「堆積等」に改め、同表の3の(3)のイの表中「17,500円」を「17,400円」に、「16,900円」を「16,800円」に、「20,000円」を「19,900円」に、「25,400円」を「25,300円」に改め、同表の4の(1)のイ中「行うことのできる」を「行うことができる」に改め、同表の4の(1)のエ中「支出できる」を「支出することができる」に改め、同表の4の(1)のオ中「実施できる」を「実施することができる」に改め、同表の4の(2)のウ中「支出できる」を「支出することができる」に改め、同表の4の(2)のエ中「実施できる」を「実施することができる」に改め、同表の5の(2)中「支出できる」を「支出することができる」に、「借り上げ費」を「借上げ費」に改め、同表の5の(3)中「実施できる」を「実施することができる」に改め、同表の6の(2)中「支出できる」を「支出することができる」に改め、同表の6の(3)中「1箇月」を「1月」に改め、同表の7の(1)中「居住できない」を「居住することができない」に改め、同表の7の(2)中「支出できる」を「支出することができる」に、「借り上げ費」を「借上げ費」に、「134,200円」を「133,900円」に改め、同表の8の(3)中「貸与できる」を「貸与することができる」に改め、同表の8の(4)中「1箇月」を「1月」に改め、同表の8の(6)中「この制度」を「当該制度」に改め、同表の9の(1)中「たい積等」を「堆積等」に改め、同表の9の(3)中「支出できる」を「支出することができる」に改め、同表の9の(4)中「1箇月」を「1月」に改め、同表の10の(2)中「支出できる」を「支出することができる」に、「借り上げ費」を「借上げ費」に改め、同表の11の(4)中「支出できる」を「支出することができる」に、「加算できる」を「加算することができる」に改め、同表の11の(4)のイの(ア)中「借り上げ費」を「借上げ費」に改め、同表の11の(4)のイの(イ)中「利用できないとき」を「利用することができないとき」に改め、同表の12の(3)並びに13の(1)及び(2)中「支出できる」を「支出することができる」に改める。

別表第2の1の(1)のア中「23,800円」を「23,600円」に改め、同表の1の(1)のイ中「15,400円」を「15,100円」に改め、同表の1の(1)のウ中「14,700円」を「14,400円」に改め、同表の1の(1)のエ中「14,800円」を「14,000円」に改め、同表の1の(1)のオ中「16,000円」を「15,800円」に改め、同表の1の(1)のカ中「15,500円」を「15,000円」に改め、同表の1の(1)のキ中「14,900円」を「14,800円」に改め、同表の1の(1)のク

中「14,700円」を「14,300円」に改め、同表の1の(2)中「前項各号」を「(1)のAからクまで」に改め、同表の1の(3)中「第1項各号」を「(1)のAからクまで」に改める。  
別記第3号様式中「災害救助法(抜粋)」を「災害救助法(抜粋)」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(高知県建築基準法施行細則の一部改正)
- 高知県建築基準法施行細則(昭和25年高知県規則第88号)の一部を次のように改正する。  
第27条第1項第1号中「災害救助法施行細則」を「高知県災害救助法施行細則」に改める。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第447号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町上八川上分字井ノ上12536の2、12533の2
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第448号**

平成24年3月高知県告示第155号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を宿毛市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡池川町北浦564番地  
イ 氏名  
中内 栄喜
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡大崎村大崎  
イ 氏名  
井上 亀太郎

(3)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡大崎村峯岩戸110番地

イ 氏名  
片岡 宅

(4)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡大崎村峯岩戸184番地

イ 氏名  
井上 利広

(5)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡大崎村大崎

イ 氏名  
尾崎 勝衛

(6)ア 登記簿記載の住所  
高知市一宮2854番地

イ 氏名  
尾崎 敏彦

(7)ア 登記簿記載の住所  
吾川郡大崎村峯岩戸110番地

イ 氏名  
片岡 隆親

(8)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡日高村岩目地1075番地

イ 氏名  
北添 真一

(9)ア 登記簿記載の住所  
高岡郡日下村下分44番屋敷

イ 氏名  
戸梶 毛登

(10)ア 登記簿記載の住所  
香美郡土佐山田町栄町12番2号

イ 氏名  
瀬戸 義英

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。

平成10年11月農林水産省告示第1715号

(2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第449号**

平成24年3月高知県告示第158号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森

林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- 登記簿記載の住所  
幡多郡西土佐村奥屋内404番地  
イ 氏名  
秋元 実
- 登記簿記載の住所  
高知市瀬戸84番地11  
イ 氏名  
野並 孝希
- 登記簿記載の住所  
幡多郡西土佐村奥屋内1023番地  
イ 氏名  
太田 初
- 登記簿記載の住所  
四万十市西土佐奥屋内1008番地  
イ 氏名  
秋元 節男
- 登記簿記載の住所  
高知市一宮2090番地4  
イ 氏名  
酒井 修一
- 登記簿記載の住所  
幡多郡西土佐村奥屋内900番地4  
イ 氏名  
酒井 重美
- 登記簿記載の住所  
幡多郡西土佐村奥屋内553番地  
イ 氏名  
松波 ミサヲ
- 登記簿記載の住所  
幡多郡西土佐村奥屋内722番地  
イ 氏名  
酒井 玉喜
- 登記簿記載の住所  
幡多郡西土佐村奥屋内553番地  
イ 氏名  
松並 政章
- 登記簿記載の住所  
幡多郡西土佐村奥屋内905番地  
イ 氏名

<p>(11)ア 登記簿記載の住所 記載なし イ 氏名 酒井 長太郎</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 京都市左京区田中西浦町6番地 イ 氏名 中尾 昌宏</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 徳島県海部郡海部郡町奥浦新町72番地3 イ 氏名 和田 安雄</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村北川4818番地 イ 氏名 和田 文夫</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高知市葛島四丁目5番10号 イ 氏名 青木 義人</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村奥屋内1007番地 イ 氏名 篠田 正子</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村奥屋内675番地 イ 氏名 馬野 貞男</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 京都市左京区丸太町通川端東入る東丸太町37番地 イ 氏名 中尾 昌宏</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村奥屋内682番地 イ 氏名 山本 勇雄</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 四万十市西土佐奥屋内1576番地 イ 氏名 伊原 三代子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。</p>	<p>平成10年11月農林水産省告示第1713号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第450号</b> 平成24年3月高知県告示第179号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年7月6日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高知市西塚ノ原70番地20 イ 氏名 中岡 敏彦</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市元町52番地 イ 氏名 中岡 敏彦</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町幸町3番地 イ 氏名 中岡 俊夫</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村 イ 氏名 筒井 忠次</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町枝川2450番地103 イ 氏名 川村 靖</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町枝川1737番地42 イ 氏名 筒井 佐知子</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡日下村本郷169番邸 イ 氏名 池田 勝馬</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 兵庫県明石市大久保町大窪1248番地 イ 氏名 安光 敬治</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年5月農林水産省告示第741号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第451号</b> 平成24年3月高知県告示第180号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所及び仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年7月6日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村橘谷12番屋敷 イ 氏名 藤原 福馬</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村橘谷89番地 イ 氏名 藤原 宇太郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村都賀673番地 イ 氏名 芝 袈裟吉</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成10年8月農林水産省告示第1197号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について <b>高知県告示第452号</b> 平成24年3月高知県告示第208号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成24年7月6日 高知県知事 尾崎 正直</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1)ア 登記簿記載の住所  
土佐市高岡町甲2131番地  
イ 氏名  
朝比 勝秀
  - (2)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡馬路村馬路430番地  
イ 氏名  
山下 直
  - (3)ア 登記簿記載の住所  
安芸郡馬路村馬路1537番地15  
イ 氏名  
百田 恵喜治

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年12月農林水産省告示第1817号
  - (2) 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

**高知県告示第453号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成24年7月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成24年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地日下停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村沖名字石切ヶ端2082番	前	3.6	41
		8.3	
	後	4.5	41
		8.3	

-----  
 公 告  
 -----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
 平成24年7月6日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年3月15日 23高都計第702号	南国市下野田字表横手45番1ほか7筆	南国市後免町三丁目1番27号 医療法人地塩会 理事長 山本 浩志

-----  
 公 安 委 員 会 規 則  
 -----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成24年7月6日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第9号**  
**高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**  
 高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
 第19条第3項第1号中「住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書）」を「住民票の写し」に改める。  
 別記様式第19号裏面及び別記様式第19号の2裏面中「住民票（住民基本台帳法の適用を受けない者については、外国人登録法に規定する登録証明書）」を「住民票の写し」に改める。

**附 則**  
 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

~~~~~

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成24年7月6日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第10号**

**高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成8年高知県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「（外国人のときは、外国人登録証明書の写し）」を削る。

第8条中「この規則に定めるもののほか、」を削り、「警察本部長」を「高知県警察本部長」に改める。

別記第4号様式備考2中「婦人補導員手帳等にはり付ける」を「補導職員手帳等に貼り付ける」に改める。

**附 則**  
 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

~~~~~

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第11号**  
**放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則**

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第1項又は同条第3項」を「第2条第1項又は第3項」に改め、同条第2項第1号中「若しくは寄附行為」を削り、同項第3号アを次のように改める。

ア 戸籍の謄本又は抄本（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。第14条第2項第2号において同じ。）の記載のある住民票の写し）

第9条第2項中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

第10条中「及び委託規則第10条第5項」を「又は委託規則第10条第5項において準用する委託規則第9条第2項」に改める。

第11条第3項中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

第14条第2項第2号アを次のように改める。

ア 戸籍の謄本又は抄本（外国人にあつては、国籍等の記載のある住民票の写し）

別記第1号様式表面中「の規定において準用する」を「において準用する」に、「定款・寄附行為等」を「定款等」に、「戸籍の謄本又は抄本」を「戸籍の謄本又は抄本等」に改め、同様式裏面中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け

欄」に改める。

別記第3号様式中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記第4号様式中「禁錮以上」を「禁錮以上」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記第10号様式表面中「はり付けること」を「貼り付けること」に改め、同様式裏面中「禁錮以上」を「禁錮以上」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

別記第13号様式表面中「はり付けること」を「貼り付けること」に改め、同様式裏面中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

別記第16号様式表面中「戸籍の謄本又は抄本」を「戸籍の謄本又は抄本等」に、「はり付けること」を「貼り付けること」に改め、同様式裏面中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

別記第17号様式中「禁錮以上」を「禁錮以上」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記第20号様式表面中「はり付けること」を「貼り付けること」に改め、同様式裏面中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

別記第21号様式表面中「はり付けること」を「貼り付けること」に改め、同様式裏面中「高知県収入証紙はり付け欄」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、平成24年7月9日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正前の放置車両確認事務の委託に関する規則別記様式は、この規則による改正後の放置車両確認事務の委託に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県警察の会計監査に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

**高知県公安委員会規則第12号**

**高知県警察の会計監査に関する規則を廃止する規則**

高知県警察の会計監査に関する規則(平成16年高知県公安委員会規則第7号)は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**入 札 公 告**  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年7月6日

高知県警察本部長 加藤 晃久

- 入札に付する事項
  - 借入物品の名称及び数量  
外部記録媒体自動暗号化ソフトウェア 一式
  - 借入物品の特質等  
入札説明書による。
  - 借入期間  
平成24年11月1日から平成29年10月31日まで
  - 借入場所  
高知県警察本部
  - 入札方法
    - 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料(保守料金を含む。)の月額を入札書に記載すること。
    - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札参加資格  
次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。
  - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 高知県における「平成24～26年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
  - この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。
  - 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24

年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544  
高知市丸ノ内二丁目4-30  
高知県警察本部警務部会計課用度係  
電話番号088-826-0110(内線2252)

(2) 入札説明書の交付方法

平成24年7月6日(金)から同年8月17日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札事前説明会の日時及び場所

ア 日時  
平成24年8月6日(月)午前11時

イ 場所  
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階 801会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時  
平成24年8月23日(木)午後1時30分  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年8月21日(火)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所  
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階 801会議室

4 その他

- 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成24年8月13日(月)午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年8月1日(水)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: a set of automatic encryption software for external recording medium
- (2) Deadline for tender (by hand) : 1:30 P.M. on Thursday 23 August 2012
- (3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Tuesday 21 August 2012
- (4) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police

Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan

Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年7月6日

高知県警察本部長 加藤 晃久

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量  
高知県警察本部通信指令システム 一式
- (2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
平成25年10月1日から平成30年9月30日まで
- (4) 借入場所  
高知県警察本部
- (5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料(保守料金を含む。)の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成24~26年競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8544  
高知市丸ノ内二丁目4-30  
高知県警察本部警務部会計課用度係  
電話番号088-826-0110(内線2252)

(2) 入札説明書の交付方法

平成24年7月6日(金)から同年8月27日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札事前説明会の日時及び場所

- ア 日時  
平成24年7月31日(火)午後1時30分
- イ 場所  
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階 801会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時  
平成24年9月10日(月)午後1時30分  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年9月7日(金)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所  
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階 801会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定に

<p>よる。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成24年8月27日(月)午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年8月6日(月)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Emergency Dispatch System 1 set</p> <p>(2) Deadline for tender (by hand) : 1:30 P.M. on Monday 10 September 2012</p> <p>(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Friday 7 September 2012</p> <p>(4) Contact: Accounting Division, Department of</p>	<p>Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平23・2・1	9311	◎告示	1	中 (24)	高知市朝倉戊375番地1	高知市朝倉戊375番1.
平24・6・26	9451	○告示	1	右 (12・13)	<u>その関係図面は、平成24年6月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。</u> <u>なお、平成24年6月高知県告示第424号(道路の区域変更)は、廃止する。</u>	<u>その関係図面は、平成24年6月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。</u>